

ワンツースリー One23

東京23区が
見える。
わかる。

Vol.30

2017
AUTUMN

公益財団法人特別区協議会 特別区自治情報・交流センター発行の季刊広報誌



©国立西洋美術館

特別区誕生!! 70周年

- 比べてみよう区役所の建物「昔と今」
35区時代の区役所と今の区役所
- 年表「特別区が歩んできた自治権拡充の70年」
- とくべつクマ特別調査 23区の1・2・3
…23区で初の世界文化遺産登録
- 「ぐんまの山村フェア in 東京」
- 「とくべつクマ®」あれこれ

答えは中面に!

23区で初の
世界文化遺産が
登録されたのは
どこでしょう?



Question

とくべつクマ®

比べてみよう 区役所の建物

どんなふうになっ
たかな？

昔と今



35区時代の区役所の建物と
現在の建物を写真で見比べてみよう！

目黒区

昭和7年に目黒町と碑衾町が合併して誕生。現在の庁舎は、かつて千代田生命保険相互会社の本社ビルで、建築家村野藤吾氏の代表作の一つです。

目黒区上目黒2-19-15
☎03-5722-9621 企画経営部広報課



昔

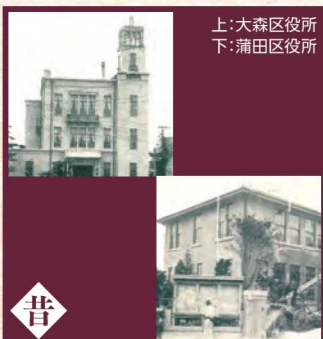


今

大田区

昭和22年に大森区と蒲田区が合併して「大田区」が誕生。平成10年に本庁舎が大森から蒲田へ移転しました。

大田区蒲田5-13-14
☎03-5744-1132 広聴広報課広報担当



上:大森区役所
下:蒲田区役所

昔

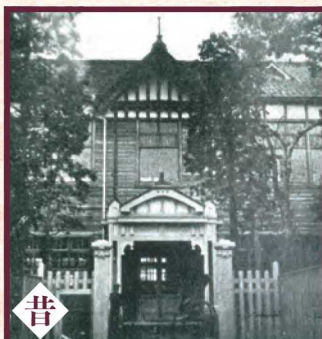


今

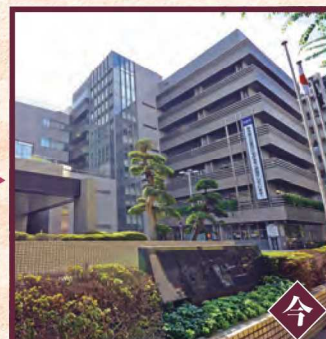
板橋区

初代区役所は木造瓦葺様式でしたが、平成27年に完成した6代目は、免震構造を採用した災害に強い庁舎です。

板橋区板橋2-66-1
☎03-3579-2025 広聴広報課



昔

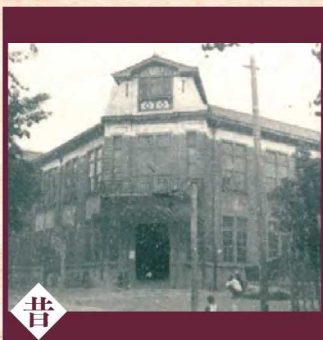


今

渋谷区

昭和7年に渋谷町、千駄ヶ谷町、代々幡町が合併して渋谷区が誕生。現在新庁舎を建設中で、平成30年にオープン予定です。

渋谷区宇田川町1-1 (仮庁舎移転中)
☎03-3463-2948 庁舎建設室庁舎プロジェクト推進係



昔



建設中
(イメージパース)

今

文京区

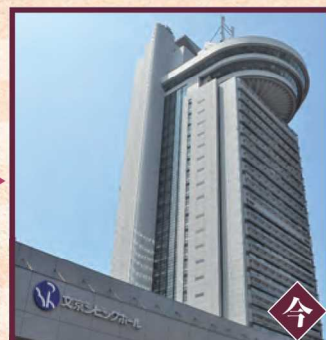
昭和22年に本郷区と小石川区が合併して文京区が誕生。平成6年にできた現庁舎の25階展望ラウンジでは、330度の視界で都内がぐるりと見渡せます。

文京区春日1-16-21
☎03-5803-1891 広報課



上:本郷区役所
下:小石川区役所

昔



今

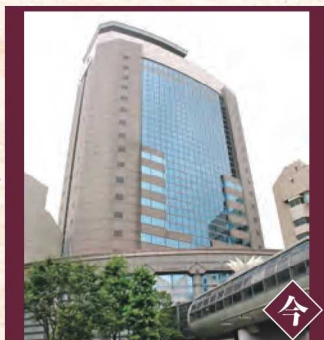
練馬区

練馬区は、昭和22年8月1日に板橋区から分離・独立して23番目の区として誕生しました。現在の庁舎は、平成6年にできました。

練馬区豊玉北6-12-1
☎03-5984-2694 広聴広報課庶務係



昔



今

新宿区

四谷・牛込・淀橋の3区が統合して誕生しました。本庁舎は、平成26年～27年に免震改修工事を実施し、地震に強い建物に生まれ変わりました。

新宿区歌舞伎町1-4-1
☎03-5273-4064 区政情報課広報係



上:四谷区役所
中:牛込区役所
下:淀橋区役所

昔

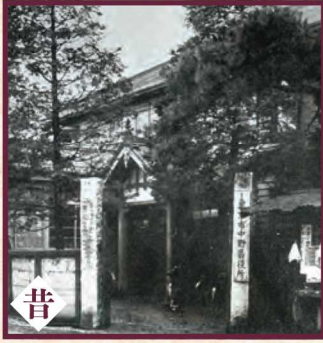


今

中野区

今の区役所は昭和43年に竣工。現在、新しい庁舎整備の検討を進めています。

中野区中野4-8-1
☎03-3228-8804 政策室広報分野



足立区

本庁舎北館の屋上“エコガーデン”は、安らぎの庭として区民が一年を通じて花や緑を楽しめます。

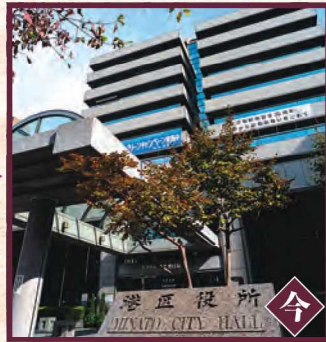
足立区中央本町1-17-1
☎03-3880-5803 シティプロモーション課



港区

昭和22年、「芝区、麻布区、赤坂区」の3区(計207町)が統合されて「港区」が誕生しました。

港区芝公園1-5-25
☎03-3578-2036 区長室広報係



杉並区

杉並・井荻・和田堀・高井戸の4町が合併し誕生。緑豊かな住宅都市として発展してきました。

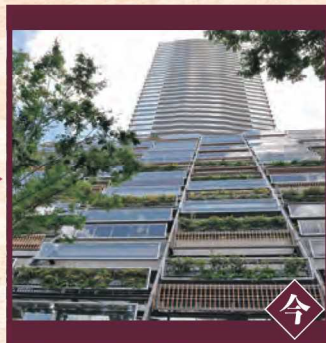
杉並区阿佐谷南1-15-1
☎03-3312-6855 広報課



豊島区

49階建ての再開発ビルの1階の一部と3~9階が新庁舎。全国初のマンション一体型本庁舎です。

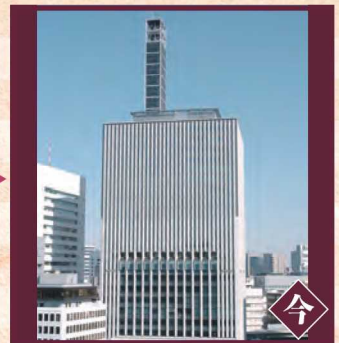
豊島区南池袋2-45-1
☎03-4566-2533 広報課



千代田区

麹町区と神田区が合併した「千代田区」。区名は、江戸城の別名「千代田城」にちなんだものです。

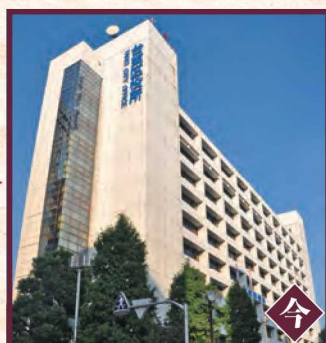
千代田区九段南1-2-1
☎03-5211-4172 広報広聴課



台東区

台東区は、昭和22年に下谷区と浅草区が合併し誕生。下谷区役所が現在の台東区役所となりました。

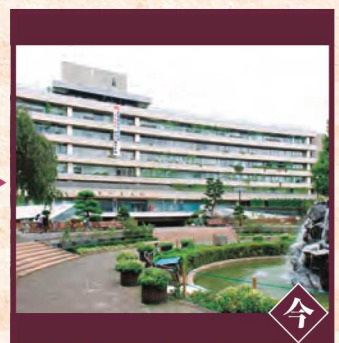
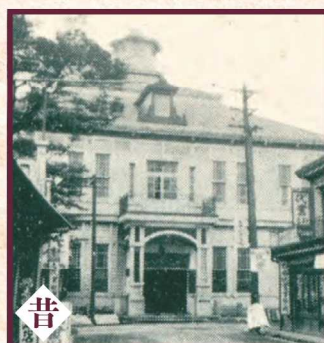
台東区東上野4-5-6
☎03-5246-1052 総務部総務課



荒川区

昭和7年10月1日、東京市の一つとして荒川区が発足しました。現在の庁舎は昭和43年に竣工落成しました。

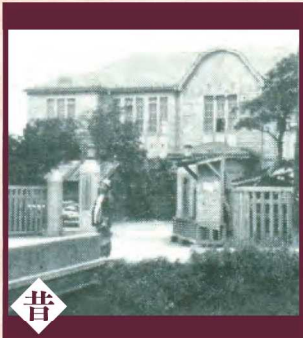
荒川区荒川2-2-3
☎03-3802-3111(内線2132) 広報課



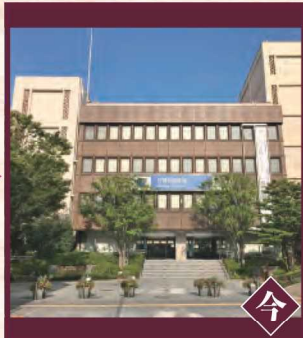
江戸川区

昭和7年に3町4村が合併して江戸川区が誕生。37年落成の本庁舎は、平成19年に前庭が整備され、季節の花々が来庁する方々を迎えています。

江戸川区中央1-4-1
☎03-5662-0403 経営企画部広報課編集係



昔



今

江東区

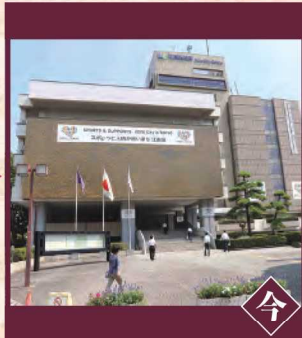
深川区と城東区が合併して誕生した江東区。昭和48年に白河1丁目から現在の東陽町の庁舎に移転しました。

江東区東陽4-11-28
☎03-3647-9111 政策経営部広報広聴課広報係



上:深川区役所
下:城東区役所

昔



今

墨田区

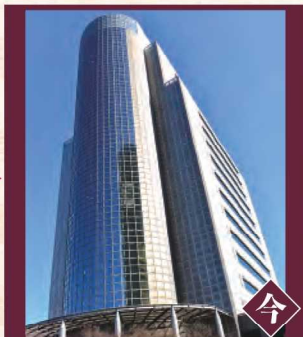
昭和22年、本所区と向島区が統合し墨田区となり、横綱に区役所開庁。平成2年吾妻橋に庁舎を移転しました。

墨田区吾妻橋1-23-20
☎03-5608-6930 企画経営室広報広聴担当



上:本所区役所
下:向島区役所

昔

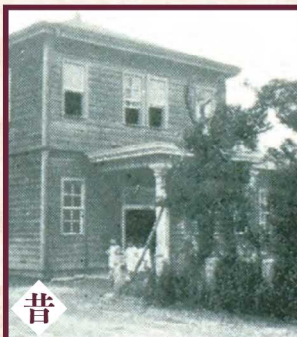


今

葛飾区

3つの河川に囲まれていることから、浸水等の水害による被害を防ぐため、昭和37年に現在のピロティ構造になりました。

葛飾区立石5-13-1
☎03-3695-1111 総務課



昔

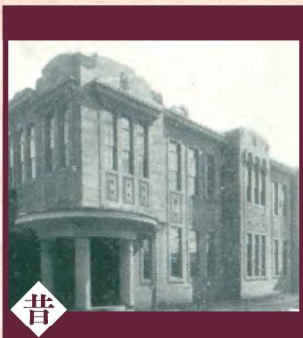


今

世田谷区

昭和7年に世田谷町・駒沢町・玉川村・松沢村が合併し世田谷区が成立、11年には砧村・千歳村も編入され現在の姿になりました。

世田谷区世田谷4-21-27
☎03-5432-2010 広報広聴課



昔



今

北区

北区は王子区と滝野川区が合併し誕生しました。庁舎は昭和35年に建て替えられたあとに増築し現在の姿になりました。

北区王子本町1-15-22
☎03-3908-1102 広報課



上:王子区役所
下:滝野川区役所

昔



今

中央区

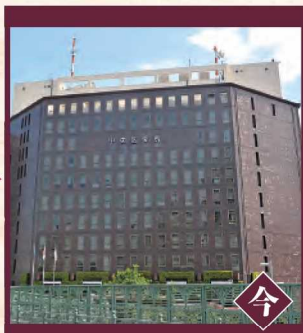
日本橋区と京橋区の統合により中央区が誕生しました。京橋区時代から使われていた建物を建て替え、昭和44年に現在の庁舎が完成しました。

中央区築地1-1-1
☎03-3546-5216 広報課



上:日本橋区役所
下:京橋区役所

昔



今

品川区

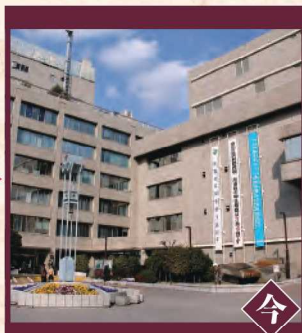
品川区総合庁舎は、昭和43年に、旧品川区と旧荏原区の境付近に位置する大井町駅近くに竣工。既に、耐震改修工事も完了し、防災拠点としての役割を果たしています。

品川区広町2-1-36
☎03-5742-6643 企画部広報広聴課



上:品川区役所
下:荏原区役所

昔



今

特別区が歩んできた 自治権拡充の70年

スタート

年表の見方

- 特別区の自治に関する動き
- 特別区に関する動き
- 法改正に関する動き
- 特別区制度に関する構想・報告など

1.自治権拡充運動の発端

地方自治法施行により、特別区が誕生しました。一般市と同じ基礎的な自治体として出発しましたが、多くの権限が東京都に残されていたため、自治権拡充運動を開始することとなりました。しかし、戦後改革の前面見直しが行われ、特別区の区域では都が広域の自治体と基礎的な自治体の性格を合わせもつという地方自治法改正が行われたため、特別区の自治は後退しました。

- 昭22.3.15 35区を再編し22区施行
区の自治基盤を強化し改正東京都制による区の権限拡大に対処
- 昭22.4.17 地方自治法公布
- 昭22.5.1 特別区協議会設立、特別区長官設置
- 昭22.5.3 地方自治法施行、日本国憲法施行
特別区の誕生《区長公選制、課税権、条例制定権等》
- 昭22.7 特別区協議会議長会設立
- 昭22.8.1 練馬区が板橋区から分離独立し23区となる
- 昭25.12.23 特別区は神戸委員会に「23首都構想」を提示
- 昭27.3.20 地方自治法改正案を閣議決定

2.復権のための基礎固め

区長公選制が廃止され、都の「内部的な団体」と位置づけられた特別区は、基礎的な自治体への復権を目指して、区長会・議長会を中心に、理論の構築とともに自治権拡充運動を進展させていきます。人口及び産業の過度集中が進むにつれ、基礎的な自治体の事務を担う都行政は行き詰まり、福祉事務所の移管など特別区への事務権限の大幅な移譲が行われました。

- 昭27.9.1 改正地方自治法施行
都の内部的な団体へ《区長公選制廃止、処理事務を限定列举、都による特別区相互の間の事務調整の強化等》
- 昭32.8.1 23区議会の関係特別委員会の長が連合し「区制調査特別委員長会」を結成
- 昭34.11.19 区制調査特別委員長会は3項目の実現を都議会に請願
①区長公選、②事務委譲、③財政権確立
- 昭36.5.4 議長会で「首都行政制度の構想」を正式決定
- 昭37.2.26 東京地裁(野瀬判決)
区長の間接選任制は憲法違反
- 昭37.10.1 第8次地制調「首都制度当面の改革に関する答申」
都行政の行き詰まり打開のために特別区へ事務移譲すべき
- 昭38.3.27 最高裁判決
特別区は憲法上の自治体ではなく、区長選任は立法政策の問題
- 昭40.4.1 改正地方自治法施行
特別区の権限を拡大《福祉事務所をはじめとする大幅な事務移管、地方税法に区税が法定等》
- 昭41.6.6 23区議会は第1回特別区自治権拡充大会を開催
- 昭42.9 練馬区で区長準公選条例制定直接請求の住民運動が始まる
- 昭45.5.27 東京都行財政臨時調査会助言
区市町村制度と広域行政のあり方
二層制の自治体への改編、区長公選制の採用等
- 昭47.10.26 第15次地制調「特別区制度の改革に関する答申」
区長公選制の採用と関連する諸制度の整備
- 昭47.11.12 品川区議会は区長準公選住民投票を実施
- 昭48.11.16 区長会は「特別区政調査会」(辻清明会長)設置
- 昭50.4.1 改正地方自治法施行
区長公選制復活と特別区の権能の充実強化《事務権能限定の廃止、保健所の移管、都配属職員制度の廃止等》
- 昭53.4.1 地方公務員法改正を受け、特別区人事委員会発足
(23区共同の一部事務組合方式)
- 昭56.8.28 特別区政調査会『「特例」市の構想—特別区制度の将来—』提出
特別区は都から独立し、基礎的な自治体となることを制度上も明確にすべき
- 昭61.2.19 都区制度改革の基本的方向案について都区合意
①都と複数の基礎的な自治体による二層構造、
②都は大都市事務を処理、③区は住民に身近な事務を処理、
④新しい財源配分・財政調整等
- 平12.2.10 都区協議会で都区財政調整等「主要5課題」を確認し配分割合を決着
- 平12.4.1 地方分権一括法施行
国と地方、都道府県と市町村の役割分担原則の法制化
- 平12.4.1 改正地方自治法施行
特別区は基礎的な自治体《特例措置の見直し、都区財政調整制度の法定化、清掃事業などの事務移管等》
- 平10.5.8 改正地方自治法公布
- 平10.4.24 第25次地制調「市町村の合併に関する答申」平成の大合併へ
- 平6.12.15 都労使で清掃事業の区移管を合意
- 平6.9.13 都区協議会で自治省への協議案「都区制度改革に関するまとめ」正式合意
- 平5.6.3~4 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)
第1期地方分権改革始まる
- 平2.10.31 都区協議会に都区制度改革推進委員会設置
- 平2.9.20 第22次地制調「都区制度の改革に関する答申」
事務移譲、特例措置の見直し、特別区の性格(基礎的な自治体)

3.住民運動の高まりと復権

特別区の議会が区長を選任する制度が行き詰まり、多くの区で区長不在が生じました。そんな中、区民投票により区長候補者を選ぶ「準公選」の運動が拡大していくこととなります。ついに区長公選制が復活し、特別区は都が処理する事務を除き市の事務を処理することとなり、保健所の移管、人事権の確立など権能が充実強化されました。

4.基礎的な自治体へのみちのり

特別区は独立性を高めたものの、法的な性格は従来どおりとされました。都と特別区は、共同で国等に対し法改正の働きかけを進めます。その後、地方自治法が改正され、特別区は「基礎的な地方公共団体」、都は「特別区を包括する広域の地方公共団体」と明記されました。法改正により、特例措置の見直し、都区財政調整制度の法定化、清掃事業などの事務移管が行われ、昭和22年以降の一連の制度改革は一つの到達点を迎えました。

- 平15.6.10 特別区協議会に「特別区制度調査会」(大森彌会長)設置
- 平15.6.27 三位一体改革「骨太の方針2003」閣議決定
所得税から住民税への税源移譲、国庫補助負担金改革等
- 平18.11.14 都区協議会に都区のあり方検討委員会・幹事会設置
- 平18.12.8 地方分権改革推進法成立 第二期地方分権改革始まる
- 平18.12.8 都区協議会で主要5課題を暫定決着
今後の都区のあり方について、根本的かつ発展的に検討することし、都区のあり方に関する検討会を設置
- 平18.11.14 都区協議会に「特別区制度調査会」(大森彌会長)設置
- 平19.12.11 第二次特別区制度調査会報告
『「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想』
- 平19.11.20 東京自治制度懇談会報告 都が大都市経営の担い手
- 平20.5.9 特別区協議会に特別区制度懇談会(大森彌座長)設置
- 平21.11.5 東京の自治のあり方研究会開始
- 平23.12.19 都区のあり方検討委員会
都区の事務配分について検討結果を確認
- 平24.8.29 大都市地域における特別区の設置に関する法律成立
- 平25.6.25 第30次地制調「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」
- 平26.9.16 特別区全国連携プロジェクト始まる
- 平26.11.21 まち・ひと・しごと創生法成立
- 平27.3.24 東京の自治のあり方研究会 最終報告
- 平27.5.17 大阪市において特別区設置の可否を問う住民投票否決
- 平29.4.1 改正児童福祉法施行
政令で定める特別区が児童相談所を設置できる

5.制度運用をめぐって

制度改革を経て、特別区は東京大都市地域の基礎的な自治体として力を発揮しています。その一方で、都と特別区の役割分担に応じた財源配分の実現やさらなる自治の拡充に向けて取り組みが続いています。

昭和22(1947)年5月3日の地方自治法施行で、都の区は「特別区」となり、原則として市と同一の権限を持つ基礎的な自治体として発足しました。
特別区は、基礎的な自治体にふさわしい自治権の確立を目指しましたが、都区間に生じた紛争の激化と、戦後の「民主化の推進」から「早期経済復興」への占領政策を背景に、昭和27(1952)年の地方自治法改正で区長公選制が廃止されるとともに、都の内部的な団体とされてしまいます。その後、区民や都区関係者が粘り強い自治権拡充運動を展開し、区長公選制の復活をはじめ、数度の改革が行われることになります。
そして、平成12年(2000)年4月1日、地方自治法に特別区は「基礎的な地方公共団体」と明記され、戦後持ち得た基礎的な自治体の位置づけを再び取り戻し、今に至っています。



とくべつクマ特別調査

ワン ツー スリー
1・2・3

23区の

東京初!世界文化遺産登録

「ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—」

国立西洋美術館



©国立西洋美術館



▲推進3団体による報告会



加村 浩規さん

2016年7月、台東区に東京初の世界文化遺産が誕生したよ。登録を推進するために区や区民はどんな活動をしたのかな?台東区役所 都市交流課の加村さんに聞いてみたよ。



登録までの道のり

国立西洋美術館は、20世紀を代表する近代建築の巨匠の一人であるル・コルビュジエが手がけた、日本で唯一の建築作品です。2007年、日本政府がフランスから共同推薦の依頼を受け、世界文化遺産登録への第一歩を踏み出しました。

9年間という歳月をかけ、登録が決定したのは2016年。世界文化遺産としては東京初、7カ国17資産による3大陸にまたがる世界遺産登録としては世界初となる快挙です。

官民が力を合わせて登録を推進

台東区では区、議会、地域それぞれが推進団体を発足し、登録に向けた様々な活動を行いました。推進3団体は周知啓発活動に尽力し、中でも地域住民で構成する「国立西洋美術館世界遺産登録たいとう推進協議会」の活動は、『世界遺産登録を強く支持するなど、地元コミュニティの積極的な参画が認められる』とイコモス勧告に記載され、登録への強い後押しとなりました。

区民が誇りに思う、親しまれる美術館に

登録決定後は来館者数が倍増し、知名度もアップした国立西洋美術館。ル・コルビュジエの建築と館内の美術作品をテーマにした区民講座に、定員を超える応募があるなど、区民の関心も高まりました。

この登録をきっかけに建築や美術に触れる機会が増え、美術館がもっと身近なスポットとして親しまれることが期待されます。深まる秋、上野恩賜公園の紅葉と美術を楽しむ休日を過ごしてみたいかがでしょう。



◀PRシートを掲示する太田議長、服部区長、石山会長

▶上野夏まつりパレードにおけるPR

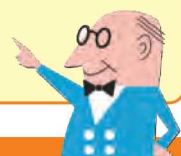


◀世界遺産登録1周年記念植樹式の様子

ル・コルビュジエが設計した国内唯一の建築作品(1959年竣工)。ピロティ、スロープ、屋上庭園などル・コルビュジエの特徴がよく表現されており、長年追求してきた「無限成長美術館」の構想に基づいて設計された美術館の一つです。

※美術作品が増えても必要に応じて外側へ増築して展示スペースを確保できる美術館

国立西洋美術館
ココが見どころ!



コルビおじさん



写真提供:国立西洋美術館

国立西洋美術館

所在地 東京都台東区上野公園7-7

開館時間 9:30~17:30 金・土曜日 ~20:00

※入館は閉館の30分前まで

※閉館時間は変更することがあります。

休館日 月曜日(休日の場合は翌日)、年末年始

<http://www.nmwa.go.jp/>

常設展観覧料 一般 500円/大学生 250円

毎月第2、第4土曜日と11/3、金・土曜日の17時以降は、常設展示のみ観覧無料

※高校生以下及び18歳未満、65歳以上、心身に障害のある方及び付添者1名は無料(入館の際に学生証または年齢の確認できるもの、障害者手帳をご提示ください)

特別区自治情報・交流センターからのご案内

特別区自治情報・交流センターでは、様々な講座や企画を開催しています。ぜひご参加ください。

※講座や企画の詳細は(公財)特別区協議会ホームページ(HP)をご覧ください。

東京区政会館1階展示スペース

東京区政会館1階エントランスホールで各種展示を行っています。どなたでも自由にご覧いただけます。

開催時間 平日|9:00~20:30 土曜日|9:00~17:00 日祝|休館

(公財)特別区協議会 HP <http://www.tokyo-23city.or.jp/>

東京9区文化財古民家紹介展示

「来て見て発見!はじめよう文化財古民家めぐり
~古民家今昔ものがたり~」

主催 東京9区文化財古民家めぐり実行委員会・
(公財)特別区協議会

日時 平成29年10月4日(水)~11月11日(土)(予定)

特別区全国連携プロジェクト

平成29年度 第2回全国連携展示(千葉県町村)

日時 平成29年11月15日(水)~12月26日(火)(予定)

ぐんまの山村フェアin東京

◆今年も開催!「ぐんまの山村フェアin東京」

群馬県市町村と都市交流事業の一環として、「ぐんまの山村フェアin東京」を開催します。群馬県10市町村(桐生市、沼田市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、嬭恋村、片品村、みなかみ町)とアンテナショップ「ぐんまちゃん家」が出展し、特産品の販売や観光情報など、群馬県山村地域の魅力をご紹介します。

日時 平成29年10月12日(木) 11:00~15:00
(荒天の場合は中止)

場所 東京区政会館前オープンスペース

主催 群馬県・(公財)特別区協議会

共催 全国山村振興連盟群馬県支部

後援 千代田区



昨年の様子

「とくべつクマ®」あれこれ

◆プロフィールはここを見てねぐんま?

アドレスは、<http://www.tokyo-23city.or.jp/document/tokubetukuma.pdf>
とくべつクマの生態(プロフィール)を紹介しています。

◆とくべつクマに

「ゆるキャラ®グランプリ2017」への意気込みを聞いたよ

初めて「ゆるキャラ®グランプリ」にエントリーしたよ(企業・その他 エントリーNo959)。特別区の歴史やふしぎをもっと多くの人に広めたいな。みんなの応援(投票)よろしくねぐんま?

詳しい投票方法などは下記ホームページ又はQRコードのリンクを参照してください。

投票期間

平成29年11月10日(金)18時まで
<http://www.yurugp.jp>



ここに行ったら会えるかも!!

平成29年10月4日(水) 12:30頃
平成29年11月10日(金) 同上
東京区政会館建物周辺
(※悪天候の場合は、お家で寝てるよ。)

編集後記

今号では、特別区制70周年を記念し、35区時代と現在の区役所を並べて紹介しています。新旧の建物の変化や中面の年表とあわせ特別区制70年の歴史を感じとってもらえればと思います。

「とくべつクマ」が「ゆるキャラ®グランプリ2017」にエントリーしました。応援よろしくお願いたします。(H&F)

特別区自治 情報・交流センター

千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館

開館時間:(4階)9:30~20:30

(土曜日は9:30~17:00)

休館日:日曜日、祝日、年末年始等

One23に掲載されている各種資料等の情報はコチラ

<http://www.research.tokyo-23city.or.jp/>



東京メトロ 東西線 飯田橋駅 A5出口すぐ
東京メトロ 有楽町線 飯田橋駅 A2出口徒歩2分
東京メトロ 南北線 飯田橋駅 A2出口徒歩2分
都営地下鉄 大江戸線 飯田橋駅 A2出口徒歩2分
JR中央・総武線 飯田橋駅 東口徒歩5分